





家電リサイクル法

家電リサイクル法は、家電製品の使える部品や材料をリサイクルすることで、ごみを減らし、資源の有効利用を進めるための法律で、平成13年から施行されています。

家電リサイクル法の対象となる機器

家電リサイクル法の対象となっている機器はつぎの4品目です。

- エアコン  ● テレビ（ブラウン管・液晶^{※1}・プラズマ^{※1}） 
- 冷蔵庫・冷凍庫  ● 洗濯機・衣類乾燥機^{※1} 

※1 平成21年4月1日から追加されました。

家電リサイクル法での役割分担

- 排出者（消費者）… **使った人** = **費用を払う人**
適正な引渡し、リサイクルにかかる費用の支払い。
- 小売業者（家電小売店）… **売った人** = **収集・運搬をする人**
過去に販売した製品の引き取り、買い替えの際に引き取りを求められた製品の引き取り、製造したメーカーへの引き渡し。
- 製造業者（メーカー）… **作った人** = **リサイクルする人**
過去に製造した製品の引き取り、引き取った製品のリサイクル。

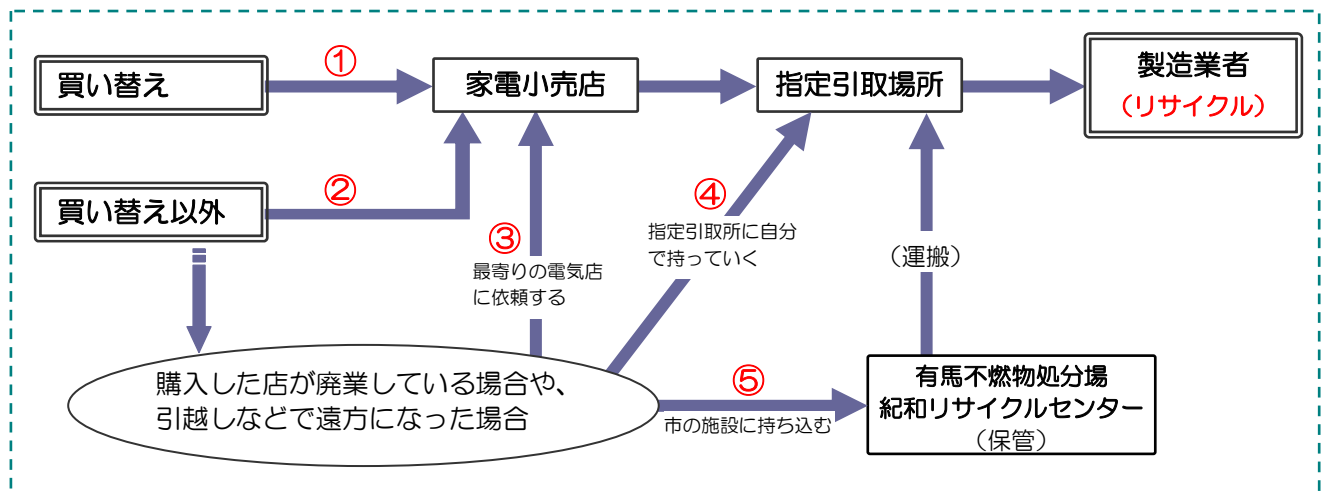
家電4品目の処分方法

■ 買い替えの場合

- ① 同種の製品を購入する家電小売店に依頼する

■ 買い替え以外の場合

- ② 処分する製品を過去に購入した家電小売店に依頼する
- ③ 最寄りの家電小売店に依頼する
- ④ 指定取引所に持ち込む
- ⑤ 有馬不燃物処分場または紀和リサイクルセンターに持ち込む



▶ ①、②、③の場合

各家電小売店に依頼してください。リサイクル券は家電小売店で発行しますので、事前にリサイクル券を購入する必要はありません。

※ 費用や引取りの条件などは直接お問い合わせください。

▶ ④の場合

郵便局でリサイクル券を購入してから、最寄りの指定引取所に持ち込んでください。

■最寄りの指定引取場所（※メーカーによって異なりますので事前に確認してください）

- 佐川急便(株)新宮店 TEL0735-21-3088
- 日本通運(株)紀南支店新宮営業センター TEL0735-22-5221
- 日本通運(株)尾鷲支店 TEL0597-22-2211

▶ ⑤の場合

郵便局でリサイクル券を購入してから持ち込んでください。なお、市では引き取った家電4品目を指定引取場所まで運搬しますので、**1台あたり1,300円**の手数料が必要です。

《市に持ち込んだ場合のリサイクル費用の目安》

	エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
		15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
リサイクル(券)料金※2	2,650円	1,785円	2,835円	3,780円	4,830円	2,520円
振込手数料	120円					
運搬手数料※3	1,300円					
合計	4,070円	3,205円	4,255円	5,200円	6,250円	3,940円

※2 リサイクル料金は一般的な製品の料金です。メーカーによって異なりますのでご注意ください。
リサイクル料金一覧 ⇒ [RKC \(財\)家電製品協会 家電リサイクル券センター](#)

※3 市が受け入れた家電製品を指定引取場所まで運搬する（1台あたりの）手数料です。ご自分で指定引取場所まで持ち込む場合（上記④の場合）は、この運搬手数料は必要ありません。

家電リサイクル券についての詳細は

[RKC \(財\)家電製品協会 家電リサイクル券センター](#) 電話 0120-319640

家電リサイクル法の仕組みは、メーカー、小売店、消費者それぞれが協力して成り立つものです。皆様のご協力をお願いします。

環境対策課（クリーンセンター内）企画管理係
電話 0597-89-2804 / FAX0597-89-6502